

令和5年度第1回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年4月19日(水)午前9時30分～午前10時30分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中23名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、伊藤 良雄、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(1名)
伊藤 三枝子

(3)事務局
岸本局長・森原参事・藤田主幹・多田主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

長尾 誠大(ながお まさひろ)委員 及び、

山根 伊都子(やまね いつこ) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号から議案第15号について、一括で説明いたします。

北部地区2件、中央地区2件、川西地区6件、徳地地区1件、阿東地区4件の議案がございます。

議案第7号については、使用貸借権の設定で、それ以外は所有権移転となります。

議案第1号から議案第14号につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

議案第15号につきましては、阿東地区協議会において審議した際に、申請地にクヌギの苗木が植わっており、営農計画書記載のタマネギ、にんにく、スナックえんどう、そら豆、トマト、ナス、カボチャの営農が見込めないため、農地法第3条第2項第1号の耕作に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合に該当し、不許可が相当との結論に至っております。

御審議よろしくをお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

位置図を確認すると、申請地は離れている感じですが、申請地すべてにクヌギが植えてありますか。

B委員

申請地すべてに植えてあります。

C委員

今回の3条申請でクヌギを植えることになるのか、どうしてこうなったのか経緯はわかりますか。

事務局

クヌギをどういう理由で植えたのかはわからないのですが、農地法上の農地の取得は耕作の目的での取得になります。許可を得た後に植林するなら転用となりますので、今回の3条申請の審議としては不許可になると考えます。

C委員

すでに農用地の農地にスギやヒノキを植えている人もいるが、良いのか、悪いのか。

事務局

除外することができ、除外後何種農地になるかによりますが、5条か4条で植林を目的に転用することは可能です。

今回の申請を提出した行政書士に、地区協議会の審議結果を伝えるとともに、どういった経緯でクヌギが植えられたのか、今後どうするのかを確認しています。現段階で植林と断定できるかはわかりませんが、現地確認をしたところ、少なくとも今回の3条申請の営農

計画書にある、トマトやナスを植えられる現地ではありませんでしたので、総会で許可、不許可の審議をしていただきたいと思いますし、植林と判断されましたら、無断転用となりますので、適切な指導をしたいと思います。

また、植林で除外申請が可能なのかは、農業振興課に確認し、総会で報告したいと思います。農業委員会としては、第一種農地では、植林を目的とした転用はできませんが、第二種農地・第三種農地なら植林を目的とした転用は可能です。

D委員

今回の法改正により、面積の大小の審議はしないということだったが、説明が足りないと思うので、もう少し最低限の説明を行うよう考えていただきたい。

事務局

次回から、3条申請の説明の仕方を戻すことといたします。

会長

他に意見はありませんか。それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第1号から第14号を「許可」とし、議案第15号については「不許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案のうち、議案第15号を「不許可」とし、その他については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図19ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光

発電設備を設置するものです。

議案第17号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第21号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第23号、鑄銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売事務所兼倉庫を建設して、販売するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、鑄銭司、公共施設から近距離の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第25号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発

電設備を設置するものです。

議案第26号、嘉川、公共施設に比較的近い第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第27号、佐山、集団的に存在する第1種農地に、隣接する店舗の屋外席を整備するものです。

なお、この事案は第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第28号、小郡上郷、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第29号、小郡上郷、用途地域内の第3種農地に、進入路の一部を拡張するものです。

議案第30号、阿知須、用途区分が変更された農用地区域内の農地に、農機具と収穫野菜のための倉庫、農産物加工場及び耕作のための苗置場を整備するものです。

なお、この事案は農用地区域を対象とする農地転用ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、農地法第5条第2項本文但し書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第31号、徳地上村、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、徳地伊賀地、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するとともに、施設メンテナンス用の資材置場を整備するものです。

議案第34号、徳地八坂、公共施設から近距離の第3種農地に、太陽光発電設備を設置

するものです。

議案第35号、徳地八坂、公共施設から近距離の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

なお、議案第30号については、…委員が利害関係者にあたりますので、別途審議をいたします。…委員、退席をお願いします。

それでは、議案第30号について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

それでは、議案第30号の議案審議を終わり、採決を行います。只今審議しました議案について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第30号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とします。

それでは、…委員の入室をお願ひいたします。

会長

それでは、議案第30号を除く議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

会長

以上で議案第30号を除く、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第30号を除く議案について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第22号、第23号、第27号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。合わせて、参考位置図35ページを御覧ください。

議案第36号、元町、用途地域内の第3種農地に、資材置場兼車両回転場を整備するものです。

この事案につきましては、令和3年4月19日付けで、資材置場兼車両回転置場を転用目的とした農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、コロナの影響により、工事が進まず、期間内に完了できなかったため、一時転用期間の延長を行うものです。

議案第37号から第39号については、同一申請人で、同一内容のため、一括して説明いたします。

議案第37号から第39号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

この事案につきましては、令和2年11月20日付で、太陽光発電設備を転用目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、コロナや円安による価格高騰の影響で、当初想定していた太陽光パネルの確保ができず、期限内の設置が困難なため、期間の延長及びパネルの変更を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、中央地区及び徳地地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「承認」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更については、すべて「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案27ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計346筆 495,743㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第41号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、合計69筆125,575㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

会長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。合わせて、参考位置図38ページを御覧ください。

議案第42号から議案第48号について、一括で説明いたします。

北部地区2件、中央地区1件、川東地区1件、徳地地区2件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第42号から議案第47号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数と認め、現況証明については、全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。3月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第1回山口市農業委員会総会議事録である。

令和5年4月19日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 長尾 誠大

署名委員 山根 伊都子

記 録 者 多田 厚